

# 監 査 報 告 書

学校法人熊見学園  
理事会・評議員会 御中

私たちは、学校法人熊見学園の監事として、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人寄附行為第 16 条の規定により、平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）の学校法人熊見学園の業務及び財産の状況について、理事長より学園運営の報告、重要書類の閲覧、会計監査人よりの報告説明を受け、事業報告書及び計算書類等を調査しました結果、同学園の業務及び財産の状況に関して不正行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。また、財務に関する計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、学校法人熊見学園の平成 28 年 3 月 31 日現在の財務状態及び同日をもって終了する会計年度を適正に表示しているものと認めます。

監事 高尾 喬及び監事 鎌田 公士とも私立学校法第 38 条第 5 項に定める外部監事であります。

平成 28 年 5 月 20 日

学校法人熊見学園

監 事 高 尾 喬 ⑩

監 事 鎌 田 公 士 ⑩